

# 令和6年度大東市重点支援給付金

## (新たな非課税・均等割のみ課税世帯)のご案内

大東市では、令和6年度の住民税が非課税・均等割のみ課税の世帯に対して1世帯あたり10万円を、また18歳以下のお子さんがいる場合はお子さん1人あたり5万円の子ども加算給付金を支給します。

### 支給対象世帯

以下の要件を満たす世帯主に給付されます。

- ・令和6年6月3日時点で大東市に住民登録があること
- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税(=非課税世帯)であること、もしくは世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税(=均等割のみ課税世帯)であること

※上記の条件を満たしていても、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯や、他の市町村で同種の給付金の支給を受けた世帯、また、令和5年度大東市価格高騰重点支援給付金(非課税・均等割のみ課税)の支給対象となった世帯は、(給付の有無を問わず)支給の対象となりません。

### 申請手続き方法

対象の世帯へ「令和6年度大東市重点支援給付金(非課税・均等割のみ課税世帯)のご案内」を送付します。内容を確認し、いずれかの方法にて申請してください。

受付期限は**令和6年10月31日(木)まで**です。(消印有効)

	返送による申請	オンライン申請
準備するもの	①令和6年度大東市重点支援給付金(非課税・均等割のみ課税世帯)申請書(請求書) ②世帯主本人確認書類の写し ③口座情報が確認できる書類の写し(公金受取口座を希望する人以外)	①マイナンバーカード ②マイナポータルアプリのインストール ③公金受取口座情報の登録
手続き方法	申請書に必要事項を記入し、同封の封筒にて郵送してください。 ※記入漏れや書類の漏れがないようにしてください。	オンライン上での手続き
支給時期	申請書の審査が完了した日から3週間後を目途に10万円を支給します。子ども加算給付金の対象の世帯については加算して支給します。	手続き完了後、すみやかに支給します。子ども加算給付金の対象の世帯については加算して支給します。

※対象世帯と思われるが、7月末までに書類が届かない世帯はコールセンターまでお問合せください。



大東市重点支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

大東市重点支援給付金コールセンター  
(大東市立市民会館 3階304会議室)



**072-871-2070**

受付時間 9:00~17:30まで(平日のみ)